

「野間園ショッピングセンター」変更届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 野間園ショッピングセンター

所在地 呉市焼山此原町697番地26

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者の名称	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	午前10時00分	午後8時00分	—
株式会社しまむら	午前10時00分	午後7時00分	—
株式会社大創産業	午前10時00分	午後8時00分	—
株式会社ゲオホールディングス	午前0時00分	翌午前0時00分	24時間営業
株式会社オオサワ創研	午前10時00分	午後7時00分	—

(変更後)

小売業者の名称	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ゲオホールディングス	午前0時00分	翌午前0時00分	24時間営業
その他の店舗	午前9時30分	午後9時00分	—

3 変更の年月日

平成23年11月1日

4 説明会揭示適用申出書（呉市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱第12条第1項）

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

5 変更する理由

営業時間を小売店舗ごとから大規模小売店舗全体での設定にしたため

6 届出年月日

令和2年10月13日

7 届出の縦覧場所

呉市産業部商工振興課（呉市中央四丁目1番6号）

8 届出を縦覧することができる期間及び時間帯

- (1) 期 間 令和2年10月19日から令和3年2月19日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に市に対し、次のとおり意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和3年2月19日

(2) 提出先

呉市産業部商工振興課